令和３年10月26日

保護者の皆様へ

北海道札幌東商業高等学校長　澤　田　信　夫

コロナウイルス感染症に係る欠席の取扱について（御連絡）

保護者の皆様には日頃より本校の教育活動に対し、御理解と御協力をいただき心より感謝申し上げます。

現在、札幌市における新型コロナウイルス感染症の対応については、感染レベル２、ステージ２（感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階）となっております。

今後、感染者数が減少し道内の感染レベルが１に引き下げられた場合、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』に基づき、これまでと欠席の取扱が変わりますので、予めお知らせいたします。

なお、感染レベルが１に引き下げられた場合は改めてお知らせいたします。何卒、御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

【道内の感染レベルが１となった場合】

１　出席停止の扱いとなるもの

学校保健安全法第１９条の規定に基づく出席停止	・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等の風邪症状がみられる者
「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	・医療的ケア児や基礎疾患児について、主治医の見解を保護者と確認した上で、校長が登校すべきでないと判断する場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

２　欠席の扱いとなるもの

(1)	同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるとき
(2)	同居の家族が濃厚接触と判断されたとき
(3)	感染が不安で休ませたいと相談のあった生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があっても、他に手段がない場合など、合理的な理由がないと校長が判断した場合

３　その他

このことについて、お問い合わせ等がございましたら、担当までお願いします。

担当：副校長・教頭
℡ 011-891-2311